

中期事業計画

(令和4年度～令和8年度)

令和4年4月

公益社団法人茅ヶ崎市シルバー人材センター

はじめに

公益社団法人茅ヶ崎市シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、平成2年10月に社団法人として発足し、平成24年には公益社団法人へと移行してまいりました。この間、センターでは、高齢者の生きがいの充実、福祉の増進や社会参加の推進を図り、活力ある地域社会づくりに取り組んでまいりました。

超高齢社会が進展する今日において、高齢者に対する労働力への期待も高まっており、企業等における雇用の促進も進み、センターの持つ意義は、設立当初から比べると大きく変わっています。こうした中で、高齢者が働くことを通じて生きがいの充実や地域の活性化、貢献などセンターが果たす役割や機能はますます重要となっています。

これまで茅ヶ崎市や関係機関等と連携をとりながら高齢者の就業の場の確保と利用者へのサービス向上に向けて各種事業を実施し、会員の事故防止や安全就業のため、安全・適正就業の徹底を図ってきました。また、就業機会の確保のため平成27年度から開始し、順調に拡大してきました労働者派遣事業についても引き続き積極的に取り組んでいきます。

センターでは、企業の雇用制度や定年制の引き上げなど高齢者の働く環境が様々に変化していく中で、それに適合した事業体として、これからの取り組むべき課題や事業目標を整理し、令和4年度からの5年間の事業計画を策定いたしました。

センターの基本理念である「自主・自立、共働・共助」のもと、本計画の目標達成に向け、お客様に対するサービス向上に重点を置くとともに、会員・役員・職員が一体となって、地域に根ざした身近なセンターを目指し全力で取り組んでまいります。

茅ヶ崎市をはじめとする関係機関等の皆様には、引き続きご支援、ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

令和4年3月

公益社団法人茅ヶ崎市シルバー人材センター
理事長 田中 敏博

目 次

1	中期事業計画の概要	1
	(1) 計画の目的	1
	(2) 計画の期間	1
2	平成29年度から令和3年度までの中期事業計画の総括	1
3	中期事業計画（令和4年度～令和8年度）に向けた課題	2
4	茅ヶ崎市シルバー人材センター年度別実績（平成28年度～令和2年度）	2
	(1) 事業別実績について	3
	ア 受託事業	3
	イ 指定管理事業	3
	ウ 労働者派遣事業	3
	エ 職業紹介事業	4
	(2) 会員について	4
	ア 会員数	4
	イ 粗入会率と茅ヶ崎市の人口	4
	ウ 会員平均年齢	4
	エ 希望職群別会員数	4
	オ 会員の入会動機	4
	(3) 事故件数の状況	5
	(4) 未就業アンケートの結果	5
	(5) 発注者へのアンケートの結果	5
	(6) (1) から (5) までのグラフ	6
5	目標と具体的取組	12
	(1) 就業機会の拡大・提供	12
	ア 目標（総括）	12
	(ア) 受託事業	12
	(イ) 指定管理事業	12
	(ウ) 労働者派遣事業	12
	(エ) 職業紹介事業	13
	(オ) 自主事業	13
	イ 具体的な活動	13
	(2) 会員確保の促進	15
	ア 目標（総括）	15
	イ 具体的な活動	15
	(3) 安全・適正就業の徹底	16
	ア 目標（総括）	16
	イ 具体的な活動	16
	(4) 技能及び質の向上	16
	ア 目標（総括）	16

イ 具体的な活動	-----	16
(5) 会員の親睦・生きがいつくり活動の推進	-----	17
ア 目標（総括）	-----	17
イ 具体的な活動	-----	17
(6) 社会参加活動の推進	-----	17
ア 目標（総括）	-----	17
イ 具体的な活動	-----	17
(7) 組織の活性化、強化及び改善	-----	17
ア 目標（総括）	-----	17
(ア) 事務局体制	-----	17
(イ) 委員会の体制	-----	17
(ウ) 法令順守	-----	18
(エ) 会員組織	-----	18
(オ) 表彰制度	-----	18
イ 具体的な活動	-----	18
(ア) 事務局体制	-----	18
(イ) 委員会の体制	-----	18
(ウ) 法令順守	-----	18
(エ) 会員組織	-----	18
(オ) 表彰制度	-----	19
(8) 財政基盤の確立	-----	19
ア 目標（総括）	-----	19
イ 具体的な活動	-----	19

1 中期事業計画の概要

(1) 計画の目的

これまでの中期事業計画では、人口の高齢化が進展する中で、センターは、社会参加の意欲のある健康な高齢者のために、就業等の活動機会を提供することで、生きがいの充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を活かした活力ある地域づくりに寄与することを目的とし、茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画における「生きがいづくり」、「健康づくり」等にも貢献する事業に取り組んできました。

日本人の健康寿命が延伸し、「人生100年時代」に向けた政府の取組が進められる中で、高齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大のため、地域における高齢者の多様なニーズに応じた就業機会を確保することなどがセンターに求められています。

今回の計画では、こうした社会状況の中で、センターが果たす役割を再認識するとともに、上記の目的を達成するために、前計画で掲げられた基本目標を踏まえ、そのさらなる進展を図るとともに、センターにおける現在の課題を解決するため具体的な目標を定め、事業を着実に推進していくこととします。

(2) 計画の期間

令和4年度から令和8年度までの5年間とし、必要に応じて計画の修正を行うこととします。

2 平成29年度から令和3年度までの中期事業計画の総括

前計画「平成29～33年度」では、国庫補助金等の見直しなど厳しい社会環境の中で、就業機会の拡大・提供や会員確保の促進、安全・適正就業の徹底など8項目の基本目標を策定いたしました。

前計画策定時には、「ニッポン一億総活躍」社会の実現に向けて「働き方改革」などによる定年延長、雇用継続など高齢者の活用が行われ、その影響もあり、センターの入会者の年齢は年々高くなり、会員の高齢化も進みました。そうした状況の中で、令和2年度より継続して茅ヶ崎市から自転車・自動車駐車場の指定管理事業者としての指定を受け、高齢者の就業の場の確保と利用者へのサービス向上にさらに努めることとなりました。

また、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、経済の停滞や3密（密集、密接、密閉）が発生する事業の休止または縮小、各種イベントの開催中止などがあり、会員の就業機会が減り、センターの会員数が減少する中で、前計画で掲げた基本目標については、多くが達成することが困難となりました。

そうした中でも、令和2年度からセンターが実施主体となった生涯現役応援窓口等で就労を希望する方への入会を勧めるとともに、令和2年6月より会員相談窓口を開設し、会員の就業や生きがい活動の相談を行うなど、未就業会員の減少に努め、会員の確保に取り組みました。また、高齢者の多様化する就業ニーズに対応した雇用・就業機会を確保するために法整備され、平成27年度から実施している労働者派遣事業では、派遣者数がコロナ禍でやや減少したものの、計画初年度に比べ、大幅に増加しました。また、会員の安全・適正就業については、安全・適正就業作業ガイドラインを策定し、高所作業をはじめとする危険を伴う就業において、安全確保を目的に会員への周知徹底と技能講習会を開催するなど、安全に対する強化を図り、事故の減少に努めました。

3 中期事業計画（令和4年度～令和8年度）に向けた課題

センターの設置並びに業務に係る根拠である高齢法（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律68号））の改正があり、令和3年4月から事業主に対し70歳までの就業機会の確保措置を講ずる努力義務が設けられました。こうした高齢者の働く環境や制度の変化に伴い、当センターにおいても会員の減少や高齢化といった傾向が見られます。さらに令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済の停滞等による影響で、会員の就業機会の減少傾向は続いており、センターの会員数にも影響が出ています。

一方、指定管理事業では企業におけるリモートワーク等の影響で利用者が減少し、利用料金収入が大幅に減少することとなり、センターの運営への影響が懸念されます。これについては茅ヶ崎市との連携を密にし、対応する必要があります。

また、令和5年10月には、消費税に係るインボイス制度（適格請求書等保存方式）の導入が予定されており、その適用の在り方も課題となっています。

さらに、令和2年4月の労働者派遣法の改正があり、センターにおいても、派遣事業等における「同一労働同一賃金」に伴う的確な対応が求められています。

こうした中で、「就業機会を確保し、提供することで、生きがいの充実及び福祉の増進を図るとともに高齢者の能力を活かした活力ある地域づくりに寄与する」というセンターの目的を達成するためにも、改めて就業していただく会員の生きがいづくりや組織としての社会貢献活動も含め活力あるセンターとすることが求められます。会員の安全及び適正就業について引き続き強化を図る中で、茅ヶ崎市や関係団体等と連携して、センターの各事業を推進していく必要があります。

4 茅ヶ崎市シルバー人材センター年度別実績（平成28年度～令和2年度）

過去5年間の各事業の契約金額などの事業の実績、会員数、会員の平均年齢などの状況を示します。これらの資料を参考に、3の次期中期事業計画に向けた課題を解決するため、5において、今後5年間の目標と具体的取組を示すこととします。